

○財務省告示第三百五十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百一回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札発	入札発	入札発	入札発	入札発	入札発	入札発
面	格第I加	格第I加	格第I加	格第I加	格第I加	格第I加	格第I加
金	場行争	場行争	場行争	場行争	場行争	場行争	場行争
千	万	万	万	億	億	億	億
万	円	円	円	円	円	円	円
円							
		二	五				
		千	十	額	額		
		五	八	面	面		
		百	万	金	金		
		六	九	額	額		
		十	千	で	で		
		二	百	二	三		
		億	六	千	兆		
		二	十	五	二		
		千	六	百	千		
		三	百	六	四		
		百	十	十	百		
		一	七	三	三		
			百	億	十六		

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申込みのうち、応募額を順次割り
 当てる。その応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で三兆二千四百三十六
 億四千萬元で二千五百六十三億円

三兆二千四百二十六億五千七百
 兆八千九百六十二億二千三百十一

九 振替単位の振替法の規定による振替口座簿

十一 発行日 平成二十五年十月十日

イ 発行価格 額六銭九厘以上

ロ 国債市場 額七銭百円につき九十九円九

特別参加 額七銭百円につき九十九円九

非格競 額七銭百円につき九十九円九

争入札 額七銭百円につき九十九円九

行 償還期限 平成二十六年四月十日

十二 償還期限 平成二十六年四月十日

十三 償還金額 償還金を支払う。その翌営業日に

十四 元金支払額 日本銀行額百円につき百円

十五 場所 財務大臣から通知を受けた者

十六 払込期日 平成二十五年十月十日